

1. 就学援助制度の周知方法		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項	
都道府県	市区町村名	ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他	(2) ケの内容	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他	(4) エの内容・補足事項	
40	40	20	12	13	5	8	21	30	2	11	11	5	2	31	2	2	
奈良県	奈良市	○	○		○		○	○	○	○	さくら連絡網での制度案内メールの送信			○			
奈良県	大和高田市	○	○	○			○	○					○				
奈良県	大和郡山市		○		○	○	○	○					○				
奈良県	天理市	○	○	○			○	○						○		随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請日以降分から援助	
奈良県	橿原市	○		○			○	○			○						
奈良県	桜井市	○	○	○			○	○					○				
奈良県	五條市	○					○	○		○	①各学校に対して当該制度を書面にて周知 ②家庭訪問時に教職員が説明	○		○			
奈良県	御所市						○	○					○				
奈良県	生駒市	○	○				○	○					○				
奈良県	香芝市	○	○		○			○					○				
奈良県	葛城市	○					○	○					○				
奈良県	宇陀市	○					○	○					○				
奈良県	山添村		○					○		○	各学校に保護者宛ての案内文を配布してもらう			○			
奈良県	斑鳩町		○	○				○					○				
奈良県	平群町	○	○	○			○	○					○				
奈良県	三郷町	○		○				○		○	前年度認定の家庭には、家庭訪問時に個別に周知			○			
奈良県	安堵町				○	○	○	○					○				
奈良県	川西町	○		○				○					○				
奈良県	三宅町			○				○					○				
奈良県	田原本町	○	○	○						○	学校だより(4月号)に記載			○			
奈良県	曽爾村						○	○					○				
奈良県	御杖村									○	家庭訪問の際、制度説明を行う		○				
奈良県	高取町				○	○	○	○					○				
奈良県	明日香村							○					○				
奈良県	上牧町	○		○			○	○					○				
奈良県	王寺町	○	○					○		○	入学通知書送付時に就学援助制度(入学準備金)の案内を同封			○			
奈良県	広陵町	○						○		○			○				
奈良県	河合町	○					○	○					○				
奈良県	吉野町						○	○		○							
奈良県	大淀町	○						○					○				
奈良県	下市町							○					○				
奈良県	黒滝村							○					○				
奈良県	天川村			○									○				
奈良県	野迫川村									○	学校が把握しているため、通知は行っていない。				○	該当しないため。	
奈良県	十津川村	○								○			○				
奈良県	下北山村							○			就学援助が必要な保護者を把握できるため直接連絡する。			○			
奈良県	上北山村							○					○				
奈良県	川上村									○	児童扶養手当受給者を対象としているため、担当課に照会し個別に書類を送付している	○					
奈良県	東吉野村									○	学校から該当する家庭に伝えている。		○				
奈良県	式中組合			○				○					○				



都道府県		市区町村名		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																							(7) (1)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)					(8) エの内容				
				令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																
				<小学校>																																
(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の子に対する周知(あてはまるもの全てに○)								(6) ケの内容											
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っていないが、現在検討していない。	エ. その他(2)		ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)		ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他(6)									
40	40	27	3	9	1	1	27	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	25	0	8	7	13	7	7	1	0	0	3	3	2	2	5	2	2	
奈良県	奈良市	○					○																													
奈良県	大和高田市	○					○																													
奈良県	大和郡山市	○					○																													
奈良県	天理市	○					○																													
奈良県	橿原市	○					○																													
奈良県	桜井市	○					○																													
奈良県	五條市	○					○																													
奈良県	御所市	○					○																													
奈良県	生駒市	○					○																													
奈良県	香芝市	○					○																													
奈良県	葛城市	○					○																													
奈良県	宇陀市	○					○																													
奈良県	山添村			○			○																													
奈良県	斑鳩町	○					○																													
奈良県	平群町	○					○																													
奈良県	三郷町	○					○																													
奈良県	安堵町	○					○																													
奈良県	川西町	○					○																													
奈良県	三宅町	○					○																													
奈良県	田原本町	○					○																													
奈良県	曽爾村			○																																
奈良県	御杖村		○						○																											
奈良県	高取町	○					○																													
奈良県	明日香村	○					○																													
奈良県	上牧町	○					○																													
奈良県	王寺町	○					○																													
奈良県	広陵町	○					○																													
奈良県	河合町	○					○																													
奈良県	吉野町	○					○																													
奈良県	大淀町	○					○																													
奈良県	下市町			○																																
奈良県	黒滝村			○																																
奈良県	天川村			○																																
奈良県	野迫川村		○					○																												
奈良県	十津川村			○																																
奈良県	下北山村			○																																
奈良県	上北山村			○																																
奈良県	川上村			○																																
奈良県	東吉野村		○						○																											
奈良県	式中組合				○																															

検討をした結果、あまり必要がないとの考えから入学前支給をしないことを決めた。(全入学児童を対象に、別途制服購入費の補助あり)

児童扶養手当受給者を対象としている為(児童扶養手当の受付期間が入学前の時期と異なるため)

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																										
令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																										
<中学校>																										
都道府県	市区町村名	(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)					(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っていないが、現在検討していない。	エ. その他	オ. (2)		ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増えるから。	エ. その他		
		オ. (6)	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月		オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増えるから。	エ. その他										
40	40	28	3	9	0	0	28	0	0	3	0	0	0	0	0	3	25	0	2	2	5	2	2			
奈良県	奈良市	○					○										○									
奈良県	大和高田市	○					○										○									
奈良県	大和郡山市	○					○										○									
奈良県	天理市	○					○									○										
奈良県	橿原市	○					○										○									
奈良県	桜井市	○					○										○									
奈良県	五條市	○					○									○										
奈良県	御所市	○					○										○									
奈良県	生駒市	○					○										○									
奈良県	香芝市	○					○										○									
奈良県	葛城市	○					○										○									
奈良県	宇陀市	○					○										○									
奈良県	山添村		○																		○					
奈良県	斑鳩町	○					○										○									
奈良県	平群町	○					○										○									
奈良県	三郷町	○					○										○									
奈良県	安堵町	○					○										○									
奈良県	川西町	○					○										○									
奈良県	三宅町	○					○										○									
奈良県	田原本町	○					○										○									
奈良県	曽爾村		○																			○	検討をした結果、あまり必要性がないとの考えから入学前支給をしないことを決めた。(全入学生徒を対象に、別途制服購入費の補助あり)			
奈良県	御杖村		○																			○				
奈良県	高取町	○					○										○									
奈良県	明日香村	○					○									○										
奈良県	上牧町	○					○										○									
奈良県	王寺町	○					○										○									
奈良県	広陵町	○					○										○									
奈良県	河合町	○					○										○									
奈良県	吉野町	○					○										○									
奈良県	大淀町	○					○										○									
奈良県	下市町			○														○								
奈良県	黒滝村			○															○							
奈良県	天川村			○															○							
奈良県	野迫川村		○																							
奈良県	十津川村			○															○							
奈良県	下北山村			○																						
奈良県	上北山村			○																						
奈良県	川上村			○																		○	児童扶養手当受給者を対象としている為(児童扶養手当の受付期間が入学前の時期と異なるため)			
奈良県	東吉野村		○																							
奈良県	式中組合	○					○										○									



都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で「ア」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「イ」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「ア」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
40	40	17	4	4	4	1	12	4	0		0	40
奈良県	奈良市										15%未満	
奈良県	大和高田市										15%未満	
奈良県	大和郡山市	○							○		30%未満	
奈良県	天理市	○							○		20%未満	
奈良県	橿原市	○							○		15%未満	
奈良県	桜井市		○	平成25		4					15%未満	
奈良県	五條市										15%未満	
奈良県	御所市										20%未満	
奈良県	生駒市										10%未満	
奈良県	香芝市	○							○		15%未満	
奈良県	葛城市										15%未満	
奈良県	宇陀市		○	平成24		4					10%未満	
奈良県	山添村	○							○		5%未満	
奈良県	斑鳩町	○							○		15%未満	
奈良県	平群町		○	平成24		12					15%未満	
奈良県	三郷町		○	平成24		12					15%未満	
奈良県	安堵町	○							○		20%未満	
奈良県	川西町	○							○		15%未満	
奈良県	三宅町	○							○		15%未満	
奈良県	田原本町	○							○		10%未満	
奈良県	曽爾村	○							○		5%未満	
奈良県	御杖村	○							○		10%未満	
奈良県	高取町										15%未満	
奈良県	明日香村	○							○		10%未満	
奈良県	上牧町										15%未満	
奈良県	王寺町	○							○		10%未満	
奈良県	広陵町	○							○		10%未満	
奈良県	河合町										15%未満	
奈良県	舌野町										20%未満	
奈良県	大淀町										15%未満	
奈良県	下市町										10%未満	
奈良県	黒滝村										0%	
奈良県	天川村										10%未満	
奈良県	野迫川村										0%	
奈良県	十津川村	○							○		5%未満	
奈良県	下北山村										15%未満	
奈良県	上北山村										0%	
奈良県	川上村										0%	
奈良県	東吉野村										10%未満	
奈良県	式中組合	○							○		15%未満	





都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
40	40	0
奈良県	奈良市	
奈良県	大和高田市	
奈良県	大和郡山市	
奈良県	天理市	
奈良県	橿原市	
奈良県	桜井市	
奈良県	五條市	
奈良県	御所市	
奈良県	生駒市	
奈良県	香芝市	
奈良県	葛城市	
奈良県	宇陀市	
奈良県	山添村	
奈良県	斑鳩町	
奈良県	平群町	
奈良県	三郷町	
奈良県	安堵町	
奈良県	川西町	
奈良県	三宅町	
奈良県	田原本町	
奈良県	曽爾村	
奈良県	御杖村	
奈良県	高取町	
奈良県	明日香村	
奈良県	上牧町	
奈良県	王寺町	
奈良県	広陵町	
奈良県	河合町	
奈良県	吉野町	
奈良県	大淀町	
奈良県	下市町	
奈良県	黒滝村	
奈良県	天川村	
奈良県	野迫川村	
奈良県	十津川村	
奈良県	下北山村	
奈良県	上北山村	
奈良県	川上村	
奈良県	東吉野村	
奈良県	式中組合	